

## 能登町 法人町民税 税率表

### ●均等割の税率

区分	資本金等の金額	従業員数	税率(年額)
1号	1千万円以下のもの	50人以下	60,000円
2号	1千万円以下のもの	50人超	144,000円
3号	1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下	156,000円
4号	1千万円を超え1億円以下のもの	50人超	180,000円
5号	1億円を超え10億円以下のもの	50人以下	192,000円
6号	1億円を超え10億円以下のもの	50人超	480,000円
7号	10億円を超えるもの	50人以下	492,000円
8号	10億円を超え50億円以下のもの	50人超	2,100,000円
9号	50億円を超えるもの	50人超	3,600,000円

### ●法人税割の税率

事業年度開始年月日      ～令和元年9月30日

12.1%

事業年度開始年月日      令和元年10月1日～

8.4%

この税金は、税金を納めなければならない法人等が、自分で税額を計算し均等割と法人税割の合計額を申告して、納めることになっています。

1. 中間(予定)申告と納めるべき税額について事業年度が6か月を超える法人は中間(予定)申告をしなければなりません。

(1) 中間申告の場合

申告期限は、事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内です。

納付税額は、均等割額(年額)の2分の1と、その事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額の合計額です。

(2) 予定申告の場合

納付税額は、均等割額(年額)の2分の1と、前事業年度の法人税割額×6÷前事業年度の月数の合計額です。

※ただし、前事業年度の確定法人税額×6÷前事業年度の月数の合計の算出結果が10万円以下の場合、申告は必要ありません。

2. 確定申告と納めるべき税額について申告期限は、事業年度終了の翌日から原則として2か月以内です。納付税額は、均等割額と法人税割額の合計額です。ただし中間(予定)申告を行った税額がある場合にはその税額を差し引きます。